

平成28年4月の主な動き、取組

1 雇用失業情勢への対応（平成28年2月内容）

有効求人数	34,933 人	対前年同月比	9.4%増（18 か月連続の増加）
有効求職者数	34,243 人	対前年同月比	2.8%減（70 か月連続の減少）
有効求人倍率	0.94 倍	対前月	0.01P 増

- ・ 各種支援事業、求職者支援制度、各種助成金などの活用による就職促進
- ・ 積極的な求人開拓の実施
- ・ 若者、女性、障害者、高年齢者の就職実現

2 平成27年労働災害発生状況（3月10日速報値）

休業4日以上之死傷者数	1,711 人	前年比	7 人（0.4%）増加
死亡者数	16 人	前年比	5 人（24%）減少

- ・ 死傷災害の減少のために、関係団体との連携を図るとともに、労働災害防止対策への取組を強化する。

3 「正社員転換・待遇改善実現プラン」を策定

- ・ 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を強力に推進するため、「鹿児島県正社員転換・待遇改善実現本部」において、「正社員転換・待遇改善実現プラン」を策定、平成28年度から各種取組を実施する。

4 ユースエール認定制度による認定

～県内で第1号「ユースエール認定企業」の認定を行いました～

5 鹿児島労働局に4月から「雇用環境・均等室」を新たに設置

2月の有効求人倍率は0.94倍で、 前月を0.01ポイント上回る

鹿児島県の2月の有効求人倍率(季節調整値)は0.94倍となり、前月(0.93倍)を0.01ポイント上回りました。

新規求人倍率(季節調整値)は1.40倍となり、前月(1.48倍)を0.08ポイント下回りました。

正社員有効求人倍率(原数値)は0.63倍となり、前年同月(0.53倍)を0.10ポイント上回りました。

新規求人数は前年同月に比べ2.5%増と5か月連続で上回りました。

産業別では、前年同月に比べ、建設業(11.5%増)は5か月連続の増加、製造業(2.6%増)は9か月連続の増加、運輸業、郵便業(37.2%増)は2月ぶりの増加、卸売業、小売業(2.3%増)は2か月ぶりの増加、宿泊業、飲食サービス業(13.0%増)は2か月ぶりの増加、医療、福祉(6.9%増)は4か月連続の増加、サービス業(23.4%減)は3か月連続の減少となりました。

新規求職者数は前年同月に比べ1.3%増と3か月ぶりの増加となりました。

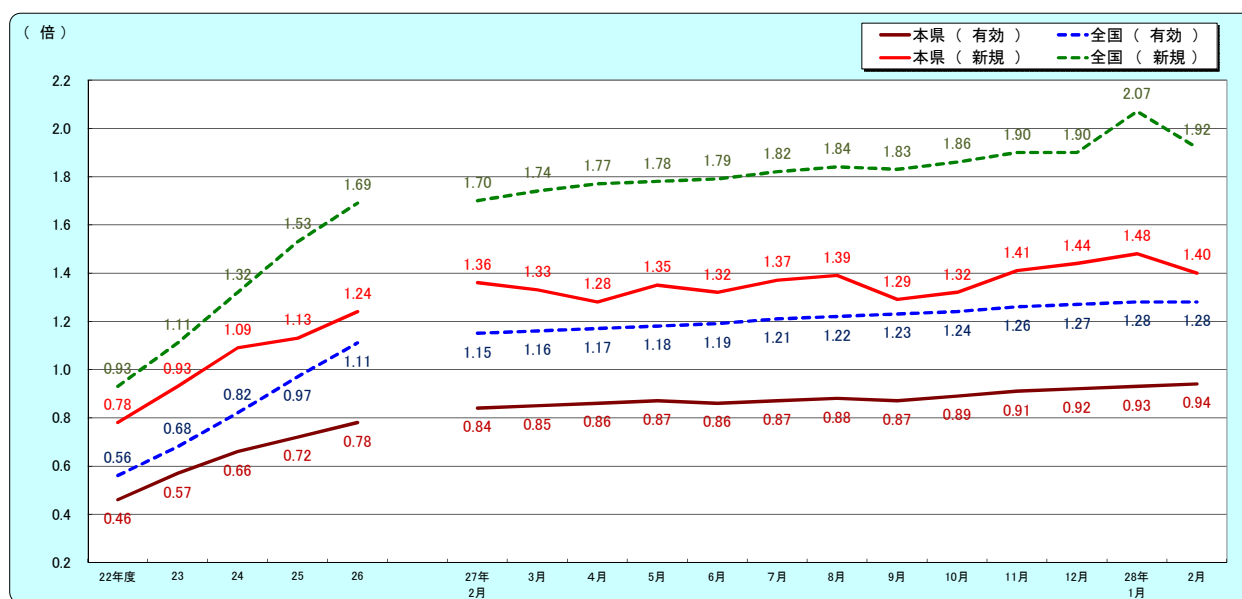
新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(2.7%増)は3か月ぶりの増加、離職求職者(3.3%増)は3か月ぶりの増加、無業求職者(11.2%減)は3か月連続の減少となりました。

離職求職者の内訳では事業主都合離職者(1.1%減)は3か月連続の減少、自己都合離職者(4.7%増)は3か月ぶりの増加となりました。

政府の3月の月例経済報告では、設備投資や輸入が上方修正されたものの、個人消費や企業収益が下方修正され、景気の基調判断を、「景気は、このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」と、5か月ぶりに下方修正されました。また、雇用情勢は「改善している」と据え置かれました。

鹿児島県の雇用情勢は、有効求人倍率が0.94倍と4か月連続で0.9倍台となり、5か月連続で前月を上回るなど、緩やかな改善傾向にあります。また、有効求人数(原数値)が、統計開始以来、過去最高となるなど、全体としては企業の採用意欲は高いものの、産業によって、求人の増減にばらつきがあり、今後の求人・求職の動きには注視が必要と思われます。

鹿児島労働局では、現下の雇用情勢に適切に対応するため、若者・女性・障害者・高齢者の就業実現、地域の実情を踏まえた公共職業訓練や求職者支援訓練の推進、就職困難者等すべての求職者の就労に向けた重層的なセーフティネットの構築による就労・生活支援対策に積極的に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めてまいります。

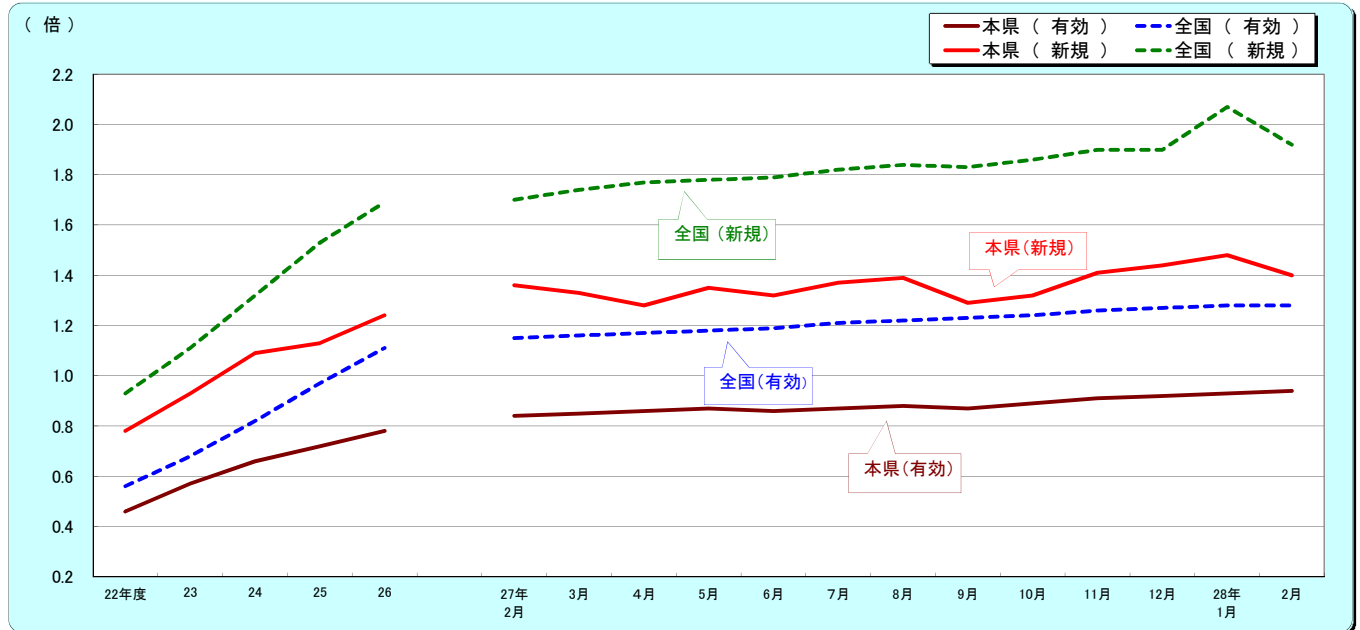


最近の雇用失業情勢 (平成28年2月分)

概況

・鹿児島県の2月の有効求人倍率(季節調整値)は0.94倍となり、前月を0.01ポイント上回った。
なお、全国の2月の有効求人倍率(季節調整値)は1.28倍となり、前月と同水準となった。

1. 求人倍率の推移(パートを含む、年度平均は原数値、各月は季節調整値)



		22年度	23	24	25	26	27年 2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	28年 1月	2月
有効求人倍率	本県	0.46	0.57	0.66	0.72	0.78	0.84	0.85	0.86	0.87	0.86	0.87	0.88	0.87	0.89	0.91	0.92	0.93	0.94
	全国	0.56	0.68	0.82	0.97	1.11	1.15	1.16	1.17	1.18	1.19	1.21	1.22	1.23	1.24	1.26	1.27	1.28	1.28
新規求人倍率	本県	0.78	0.93	1.09	1.13	1.24	1.36	1.33	1.28	1.35	1.32	1.37	1.39	1.29	1.32	1.41	1.44	1.48	1.40
	全国	0.93	1.11	1.32	1.53	1.69	1.70	1.74	1.77	1.78	1.79	1.82	1.84	1.83	1.86	1.90	1.90	2.07	1.92

*27年12月以前の各月の季節調整値(下線部分)は季節調整値替済み

2. 求人の動き(パートを含む、原数値)

2月の新規求人数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ2.5%増と5ヶ月連続の増加となった。

2月の新規求人数(同)を産業別に前年同月比でみると、【建設業】(11.5%増)は5ヶ月連続の増加、【製造業】(2.6%増)は9ヶ月連続の増加、【運輸業、郵便業】(37.2%増)は2ヶ月ぶりの増加、【卸売業、小売業】(2.3%増)は2ヶ月ぶりの増加、【宿泊業、飲食サービス業】(13.0%増)は2ヶ月ぶりの増加、【医療、福祉】(6.9%増)は4ヶ月連続の増加、【サービス業】(23.4%減)は3ヶ月連続の減少となった。

2月の有効求人数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ9.4%増と18ヶ月連続の増加となった。

		()内前年同月比(%)			
新産業分類	平成26年度 (月平均)	平成27年		平成28年	
		11月	12月	1月	2月
新規求人数	11,548 (3.4)	11,736 (11.8)	10,501 (12.4)	13,055 (2.8)	14,065 (2.5)
D 建設業	791 (▲ 11.1)	827 (22.7)	769 (10.2)	918 (24.4)	832 (11.5)
E 製造業	1,013 (0.6)	1,053 (23.3)	865 (5.5)	1,287 (19.8)	1,070 (2.6)
H 運輸業、郵便業	505 (1.4)	499 (▲ 14.7)	439 (21.3)	514 (▲ 1.7)	579 (37.2)
I 卸売業、小売業	2,011 (1.5)	2,035 (▲ 2.7)	1,616 (19.6)	2,175 (▲ 2.9)	2,501 (2.3)
M 宿泊業、飲食サービス業	930 (▲ 0.3)	1,082 (11.3)	873 (35.8)	1,034 (▲ 3.6)	1,337 (13.0)
P 医療、福祉	2,980 (7.2)	2,946 (16.7)	3,099 (22.4)	3,565 (0.5)	3,708 (6.9)
R サービス業(他に分類されないもの)	1,523 (14.7)	1,453 (18.7)	1,187 (▲ 11.7)	1,380 (▲ 13.3)	1,420 (▲ 23.4)
有効求人数	29,493 (2.8)	32,021 (9.1)	31,268 (13.3)	32,062 (10.7)	34,933 (9.4)

3. 求職の動き(パートを含む、原数値。但し、※「うち34歳以下」と、※(新規常用求職者態様別内訳)は臨時・季節を除く常用。)

2月の新規求職者数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ1.3%増と3ヶ月ぶりの増加となった。

新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(2.7%増)は3ヶ月ぶりの増加となった。

また、離職求職者(3.3%増)は3ヶ月ぶりの増加、無業求職者(11.2%減)は3ヶ月連続の減少となった。

離職求職者の内訳をみると、事業主都合離職者(1.1%減)は3ヶ月連続の減少となった。

自己都合離職者(4.7%増)は3ヶ月ぶりの増加となった。

2月の受給資格決定件数(0.6%減)は3ヶ月連続の減少となった。

また、受給者実人員(2.8%減)は35ヶ月連続の減少となった。

2月の有効求職者数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ2.8%減と70ヶ月連続の減少となった。

() 内前年同月比(%)

	平成26年度 (月平均)		平成27年				平成28年			
			11月		12月		1月		2月	
新規求職者数	9,341	(▲ 5.4)	7,281	(5.4)	6,087	(▲ 4.1)	8,915	(▲ 10.5)	9,526	(1.3)
44歳以下	5,688	(▲ 7.2)	4,481	(5.8)	3,675	(▲ 6.8)	5,269	(▲ 13.2)	5,618	(▲ 2.3)
※うち34歳以下	3,638	(▲ 9.3)	2,884	(4.2)	2,304	(▲ 7.5)	3,342	(▲ 14.1)	3,456	(▲ 2.9)
45歳以上	3,653	(▲ 2.3)	2,800	(4.9)	2,412	(0.3)	3,646	(▲ 6.2)	3,908	(7.0)
うち55歳以上	2,033	(▲ 0.8)	1,571	(8.8)	1,350	(8.6)	2,066	(▲ 2.1)	2,214	(13.4)
雇用保険受給 資格決定件数	2,314	(▲ 4.4)	1,717	(6.3)	1,334	(▲ 1.8)	2,043	(▲ 5.2)	1,920	(▲ 0.6)
有効求職者数	37,705	(▲ 2.8)	34,625	(▲ 1.9)	31,761	(▲ 1.4)	32,244	(▲ 4.0)	34,243	(▲ 2.8)
44歳以下	20,849	(▲ 8.0)	19,054	(▲ 2.1)	17,353	(▲ 1.8)	17,514	(▲ 5.7)	18,663	(▲ 5.2)
※うち34歳以下	13,109	(▲ 9.7)	11,860	(▲ 3.3)	10,823	(▲ 2.3)	10,878	(▲ 6.8)	11,509	(▲ 6.1)
45歳以上	16,856	(▲ 2.8)	15,571	(▲ 1.7)	14,408	(▲ 1.0)	14,730	(▲ 1.8)	15,580	(0.1)
うち55歳以上	9,977	(▲ 1.7)	9,346	(▲ 0.1)	8,659	(1.8)	8,919	(2.0)	9,364	(3.7)
雇用保険受給者 実人員	7,917	(▲ 6.7)	7,356	(▲ 2.1)	7,163	(▲ 5.4)	6,766	(▲ 5.0)	6,650	(▲ 2.8)

※(新規常用求職者態様別内訳)

() 内前年同月比(%)

	平成26年度 (月平均)		平成27年				平成28年			
			11月		12月		1月		2月	
新規常用求職者	9,239	(▲ 5.6)	7,231	(5.6)	6,025	(▲ 4.2)	8,836	(▲ 10.3)	9,453	(1.2)
在職求職者	2,326	(1.5)	1,940	(13.6)	1,793	(▲ 1.2)	2,629	(▲ 8.1)	3,229	(2.7)
離職求職者	5,668	(▲ 7.3)	4,342	(2.4)	3,497	(▲ 5.8)	5,292	(▲ 8.4)	5,141	(3.3)
うち事業主都合	1,445	(▲ 12.4)	1,004	(4.6)	854	(▲ 4.2)	1,257	(▲ 4.7)	1,149	(▲ 1.1)
うち自己都合	3,918	(▲ 4.6)	3,137	(2.3)	2,472	(▲ 5.1)	3,796	(▲ 9.0)	3,732	(4.7)
無業求職者	1,245	(▲ 9.6)	949	(5.2)	735	(▲ 3.9)	915	(▲ 24.6)	1,083	(▲ 11.2)

4. 就職の動き(パートを含む。但し、※「うち34歳以下」は臨時・季節を除く常用。)

2月の就職件数(パートを含む)は、前年同月に比べ1.1%増と6ヶ月ぶりの増加となった。

() 内前年同月比(%)

	平成26度 (月平均)		平成27年				平成28年			
			11月		12月		1月		2月	
就職件数	3,759	(▲ 4.9)	3,206	(▲ 1.0)	2,765	(▲ 3.2)	2,826	(▲ 7.6)	3,607	(1.1)
44歳以下	249	(▲ 6.3)	2,009	(▲ 2.0)	1,735	(▲ 4.2)	1,693	(▲ 12.8)	2,147	(▲ 2.3)
※うち34歳以下	1,368	(▲ 7.9)	1,103	(▲ 6.5)	977	(▲ 1.7)	901	(▲ 17.1)	1,238	(▲ 0.2)
45歳以上	1,362	(▲ 2.4)	1,197	(0.8)	1,030	(▲ 1.4)	1,133	(1.4)	1,460	(6.4)
うち55歳以上	643	(▲ 2.9)	572	(3.6)	477	(▲ 2.5)	560	(10.5)	730	(12.5)
雇用保険受給者	884	(▲ 2.3)	826	(6.9)	667	(▲ 4.4)	648	(▲ 12.2)	844	(10.9)

5. 完全失業率(全国)

	25年平均	26年平均	27年平均	平成27年9月	10月	11月	12月	平成28年1月	2月
完全失業率 (%)	4.0	3.6	3.4	3.4	3.2	3.3	3.3	3.2	3.3
完全失業者数 (万人)	265	236	222	227	208	209	204	211	213

※完全失業率は季節調整値

* 下線部分は季節調整済み

資料出所:総務省統計局「労働力調査」

正社員の職業紹介状況(原数値)

() 内前年同月比(求人数、求職者数は%、その他はポイント)

	平成26年度		平成27年				平成28年			
	(月平均)		11月		12月		1月		2月	
正社員新規求人数	4,327	(2.7)	4,633	(22.2)	4,360	(16.3)	5,278	(5.1)	5,271	(16.8)
全新規求人における 構成比	37.5%	(▲ 0.2)	39.5%	(3.4)	41.5%	(1.4)	40.4%	(0.8)	37.5%	(4.6)
新規常用フルタイム 求職者数	6,253	(▲ 6.7)	4,796	(2.7)	4,135	(▲ 5.2)	6,100	(▲ 9.4)	6,415	(0.9)
全新規求職者における 構成比	66.9%	(▲ 1.0)	65.9%	(▲ 1.8)	67.9%	(▲ 0.8)	68.4%	(0.8)	67.3%	(▲ 0.3)
正社員新規求人倍率	0.69	(0.06)	0.97	(0.16)	1.05	(0.19)	0.87	(0.12)	0.82	(0.11)
正社員有効求人数	11,578	(3.2)	12,896	(13.5)	12,838	(17.3)	13,396	(14.7)	14,094	(14.5)
全有効求人における 構成比	39.3%	(0.2)	40.3%	(1.6)	41.1%	(1.4)	41.8%	(1.5)	40.3%	(1.8)
有効常用フルタイム 求職者数	24,884	(▲ 7.7)	22,239	(▲ 3.9)	20,439	(▲ 4.2)	20,930	(▲ 5.8)	22,400	(▲ 4.2)
全求職者における 構成比	66.0%	(▲ 1.4)	64.2%	(▲ 1.4)	64.4%	(▲ 1.8)	64.9%	(▲ 1.3)	65.4%	(▲ 0.9)
正社員有効求人倍率	0.47	(0.05)	0.58	(0.09)	0.63	(0.12)	0.64	(0.11)	0.63	(0.10)
全 国	0.68	(0.10)	0.82	(0.10)	0.85	(0.10)	0.87	(0.11)	0.86	(0.11)

※常用フルタイム求職者・・・パート及びカ月未満の臨時を希望する求職者以外の求職者

平成27年度 鹿児島労働局 安定所別 有効求人倍率(原数値)

※パートタイムを含む 様式3

安定所		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
鹿児島 地 域	有効求職	15,635	15,507	15,388	14,627	14,061	14,180	14,482	13,917	12,766	12,729	13,569		156,861
	有効求人	15,123	14,399	14,505	14,480	13,861	14,095	14,617	14,114	13,856	13,835	15,500		158,385
	求人倍率	0.97	0.93	0.94	0.99	0.99	0.99	1.01	1.01	1.09	1.09	1.14		1.01
北薩地域	有効求職	5,202	5,036	5,140	5,018	4,722	4,704	4,688	4,508	3,958	3,981	4,409		51,366
	有効求人	3,917	3,445	3,448	3,358	3,351	3,425	3,544	3,649	3,541	3,956	4,341		39,975
	求人倍率	0.75	0.68	0.67	0.67	0.71	0.73	0.76	0.81	0.89	0.99	0.98		0.78
川内	有効求職	2,582	2,547	2,626	2,534	2,377	2,327	2,303	2,202	2,052	2,057	2,265		25,872
	有効求人	1,912	1,585	1,559	1,548	1,569	1,626	1,686	1,712	1,626	1,867	2,086		18,776
	求人倍率	0.74	0.62	0.59	0.61	0.66	0.70	0.73	0.78	0.79	0.91	0.92		0.73
出水	有効求職	2,040	1,973	1,964	1,929	1,833	1,875	1,868	1,821	1,465	1,494	1,665		19,927
	有効求人	1,564	1,422	1,449	1,387	1,379	1,374	1,420	1,517	1,504	1,604	1,733		16,353
	求人倍率	0.77	0.72	0.74	0.72	0.75	0.73	0.76	0.83	1.03	1.07	1.04		0.82
宮之城	有効求職	580	516	550	555	512	502	517	485	441	430	479		5,567
	有効求人	441	438	440	423	403	425	438	420	411	485	522		4,846
	求人倍率	0.76	0.85	0.80	0.76	0.79	0.85	0.85	0.87	0.93	1.13	1.09		0.87
大隅地域	有効求職	5,509	5,374	5,243	5,063	4,966	4,891	4,753	4,459	4,121	4,362	4,622		53,363
	有効求人	4,317	4,010	3,987	4,108	4,290	4,490	4,683	4,573	4,324	4,473	4,872		48,127
	求人倍率	0.78	0.75	0.76	0.81	0.86	0.92	0.99	1.03	1.05	1.03	1.05		0.90
鹿屋	有効求職	3,736	3,622	3,479	3,388	3,356	3,302	3,181	2,936	2,726	2,858	3,024		35,608
	有効求人	2,900	2,716	2,643	2,760	2,857	3,090	3,218	3,118	2,946	3,018	3,275		32,541
	求人倍率	0.78	0.75	0.76	0.81	0.85	0.94	1.01	1.06	1.08	1.06	1.08		0.91
大隅	有効求職	1,773	1,752	1,764	1,675	1,610	1,589	1,572	1,523	1,395	1,504	1,598		17,755
	有効求人	1,417	1,294	1,344	1,348	1,433	1,400	1,465	1,455	1,378	1,455	1,597		15,586
	求人倍率	0.80	0.74	0.76	0.80	0.89	0.88	0.93	0.96	0.99	0.97	1.00		0.88
南薩地域	有効求職	4,863	4,849	4,942	4,645	4,459	4,417	4,431	4,221	3,912	4,037	4,209		48,985
	有効求人	3,482	3,389	3,414	3,322	3,253	3,257	3,503	3,490	3,428	3,422	3,527		37,487
	求人倍率	0.72	0.70	0.69	0.72	0.73	0.74	0.79	0.83	0.88	0.85	0.84		0.77
加世田	有効求職	1,806	1,791	1,885	1,756	1,705	1,579	1,553	1,500	1,422	1,494	1,532		18,023
	有効求人	1,345	1,312	1,345	1,316	1,304	1,310	1,399	1,385	1,366	1,325	1,423		14,830
	求人倍率	0.74	0.73	0.71	0.75	0.76	0.83	0.90	0.92	0.96	0.89	0.93		0.82
伊集院	有効求職	1,826	1,837	1,837	1,668	1,591	1,678	1,713	1,616	1,467	1,502	1,567		18,302
	有効求人	1,130	1,102	1,113	1,127	1,081	1,127	1,228	1,183	1,150	1,132	1,132		12,505
	求人倍率	0.62	0.60	0.61	0.68	0.68	0.67	0.72	0.73	0.78	0.75	0.72		0.68
指宿	有効求職	1,231	1,221	1,220	1,221	1,163	1,160	1,165	1,105	1,023	1,041	1,110		12,660
	有効求人	1,007	975	956	879	868	820	876	922	912	965	972		10,152
	求人倍率	0.82	0.80	0.78	0.72	0.75	0.71	0.75	0.83	0.89	0.93	0.88		0.80
始良地域	有効求職	5,831	5,817	5,782	5,540	5,222	5,247	5,308	5,166	4,824	4,948	5,154		58,839
	有効求人	4,089	4,014	4,030	4,034	4,016	4,134	4,241	4,429	4,366	4,611	4,764		46,728
	求人倍率	0.70	0.69	0.70	0.73	0.77	0.79	0.80	0.86	0.91	0.93	0.92		0.79
国分	有効求職	5,045	5,036	4,980	4,760	4,486	4,489	4,552	4,440	4,106	4,219	4,374		50,487
	有効求人	3,599	3,534	3,530	3,542	3,548	3,627	3,723	3,922	3,870	4,070	4,177		41,142
	求人倍率	0.71	0.70	0.71	0.74	0.79	0.81	0.82	0.88	0.94	0.96	0.95		0.81
大口	有効求職	786	781	802	780	736	758	756	726	718	729	780		8,352
	有効求人	490	480	500	492	468	507	518	507	496	541	587		5,586
	求人倍率	0.62	0.61	0.62	0.63	0.64	0.67	0.69	0.70	0.69	0.74	0.75		0.67
熊毛地域	有効求職	734	752	878	842	695	686	642	570	513	526	552		7,390
	有効求人	585	535	560	575	581	501	494	491	506	476	506		5,810
	求人倍率	0.80	0.71	0.64	0.68	0.84	0.73	0.77	0.86	0.99	0.90	0.92		0.79
奄美地域	有効求職	1,943	1,932	1,893	1,935	1,867	1,884	1,885	1,784	1,667	1,661	1,728		20,179
	有効求人	1,242	1,142	1,129	1,155	1,139	1,196	1,208	1,275	1,247	1,289	1,423		13,445
	求人倍率	0.64	0.59	0.60	0.60	0.61	0.63	0.64	0.71	0.75	0.78	0.82		0.67
県 計	有効求職	39,717	39,267	39,266	37,670	35,992	36,009	36,189	34,625	31,761	32,244	34,243		396,983
	有効求人	32,755	30,934	31,073	31,032	30,491	31,098	32,290	32,021	31,268	32,062	34,933		349,957
	求人倍率	0.82	0.79	0.79	0.82	0.85	0.86	0.89	0.92	0.98	0.99	1.02		0.88

※地域別:安定所の管轄区分

鹿児島地域・・・鹿児島

始良地域・・・国分、大口

北薩地域・・・川内、出水、宮之城

熊毛地域・・・熊毛

大隅地域・・・鹿屋、大隅

奄美地域・・・名瀬

南薩地域・・・加世田、伊集院、指宿

平成 27 年における労働災害発生状況（3 月 10 日速報値）

平成 27 年における業種別労働災害発生状況（3 月 10 日速報値）を取りまとめました。

死傷者数（休業 4 日以上）は前年より 7 人多い 1,711 人（対前年比 +0.4%）、死亡者数は 5 人少ない 16 人（対前年比 -24.0%）となっています。

業種別の死傷者数は、製造業 313 人（対前年比 -31 人、-9.0%）、建設業 289 人（同 +24 人、+9.1%）、運輸交通業 196 人（同 -25 人、-11.3%）、商業 215 人（同 -42 人、-16.3%）、保健衛生業 212 人（同 +18 人、+9.3%）となっています。

また、業種別の死亡者数は、製造業 2 人（同 -2 人、-50.0%）、建設業 5 人（同 -1 人、-17.0%）、運輸交通業 3 人（同 ±0 人、±0%）、農林業 2 人（同 ±0 人、±0%）、畜産・水産業 3 人（同 +2 人、+200.0%）、商業 1 人（同 ±0 人、±0%）となっています。

特に、建設業と保健衛生業で死傷者数が前年と比べ大幅に増加しています。

労働災害の増加状況を踏まえ、今年 1 月から開始した「STOP！転倒災害プロジェクト」による転倒災害の防止について、2 月 12 日付けで県内 95 の事業者団体に要請するとともに、3 月 1 日に労働災害防止団体等連絡協議会を開催し、積極的な労働災害防止対策の徹底を要請しており、引き続き取組の強化に努めてまいります。

（労働基準部健康安全課）

平成27年 業種別死傷災害発生状況（28年3月10日速報値）

（事故の型別）

鹿児島労働局

業種	年	平成27年		平成26年		増減数		増減率	
		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業		1711	16	1704	21	7	-5	0.4%	-24%
1 製造業		313	2	344	4	-31	-2	-9.0%	-50%
1 食料品製造業		195	1	218	2	-23	-1	-10.6%	-50%
4 木材・木製品製造業		10		20		-10		-50.0%	
9 窯業土石製品製造業		20		14		6		42.9%	
11～12 金属製品製造業		12	1	20		-8	1	-40.0%	
13～15 機械機具製造業		21		24		-3		-12.5%	
上記以外の製造業		55		48	2	7	-2	14.6%	-100%
2 鉱業		3		4		-1		-25.0%	
3 建設業		289	5	265	6	24	-1	9.1%	-17%
1 土木工事業		104	3	90	3	14		15.6%	
2 建築工事業		158	1	153	3	5	-2	3.3%	-67%
3 その他の建設業		27	1	22		5	1	22.7%	
4 運輸交通業		196	3	221	3	-25		-11.3%	
1 鉄道・航空機業		8		5		3		60.0%	
2 道路旅客運送業		15		27	1	-12	-1		-100%
3 道路貨物運送業		172	3	189	2	-17	1	-9.0%	50%
4 その他の運輸交通業		1				1			
5 貨物取扱業		19		13	1	6	-1	46.2%	-100%
1 陸上貨物取扱業		9		4		5			
2 港湾運送業		10		9	1	1	-1	11.1%	-100%
6 農林業		88	2	86	2	2		2.3%	
1 農業		41		39	1	2	-1	5.1%	-100%
2 林業		47	2	47	1		1	0.0%	100%
7 畜産・水産業		97	3	85	1	12	2	14.1%	200%
8 商業		215	1	257	1	-42		-16.3%	
1 卸売業		29		41		-12		-29.3%	
2 小売業		158	1	190	1	-32		-16.8%	
3 理美容業		3		1		2			
4 その他の商業		25		25					
9 金融・広告業		15		12		3		25.0%	
11 通信業		9		12		-3			
12 教育・研究業		20		12		8		66.7%	
13 保健衛生業		212		194		18		9.3%	
1 医療保健業		85		79		6		7.6%	
2 社会福祉施設		120		107		13		12.1%	
3 その他の保健衛生業		7		8		-1		-12.5%	
14 接客娯楽業		117		111	3	6	-3	5.4%	-100%
1 旅館業		30		32	1	-2	-1	-6.3%	-100%
2 飲食店		54		53	2	1	-2	1.9%	-100%
3 その他の接客娯楽業		33		26		7		26.9%	
上記以外の事業		119		88		31		35.2%	
10 映画・演劇業									
15 清掃・と畜業		68		51		17		33.3%	
16 官公署		1		1					
17 その他の事業		49		36		13		36.1%	
陸上貨物運送事業（4－3・5－1）		181	3	193	2	-12	1	-6.2%	50%
第三次産業（8～17）		706	1	686	4	20	-3	2.9%	-75%

業種	順位	事故の型	件数	割合
全産業	1	墜落・転落	358	20.9%
	2	転倒	323	18.9%
	3	はさまれ・巻き込まれ	195	11.4%
	4	動作の反動・無理な動作	178	10.4%
	5	切れ・こすれ	131	7.7%
製造業	1	転倒	66	21.1%
	2	はさまれ・巻き込まれ	58	18.5%
	3	切れ・こすれ	42	13.4%
	4	墜落・転落	38	12.1%
	5	動作の反動・無理な動作	29	9.3%
建設業	1	墜落・転落	113	39.1%
	2	はさまれ・巻き込まれ	37	12.8%
	3	切れ・こすれ	24	8.3%
	4	飛来・落下	23	8.0%
	5	転倒	19	6.6%
陸上貨物運送事業	1	墜落・転落	61	33.7%
	2	はさまれ・巻き込まれ	21	11.6%
	3	激突	19	10.5%
	4	動作の反動・無理な動作	18	9.9%
	5	交通事故（道路）	17	9.4%
林業	1	切れ・こすれ	14	29.8%
	2	激突され	10	21.3%
	3	飛来・落下	5	10.6%
	4	墜落・転落	3	6.4%
	4	転倒	3	6.4%
	4	動作の反動・無理な動作	3	6.4%
第三次産業	1	転倒	203	28.8%
	2	動作の反動・無理な動作	113	16.0%
	3	墜落・転落	109	15.4%
	4	交通事故（道路）	66	9.3%
	5	はさまれ・巻き込まれ	54	7.6%
小売業	1	転倒	55	34.8%
	2	交通事故（道路）	26	16.5%
	3	墜落・転落	21	13.3%
	4	はさまれ・巻き込まれ	14	8.9%
	5	動作の反動・無理な動作	12	7.6%
社会福祉施設	1	動作の反動・無理な動作	37	30.8%
	1	転倒	36	30.0%
	3	墜落・転落	18	15.0%
	4	交通事故（道路）	10	8.3%
	5	はさまれ・巻き込まれ	5	4.2%
飲食店	1	切れ・こすれ	15	27.8%
	2	転倒	13	24.1%
	3	高温・低温の物との接触	12	22.2%
	4	はさまれ・巻き込まれ	4	7.4%
	5	墜落・転落	3	5.6%
	5	動作の反動・無理な動作	3	5.6%

- ① 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込日数が4日以上
の災害によるもので、死亡者数を含みます。
② 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

「正社員転換・待遇改善実現プラン」を策定しました

非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を推進するため、「正社員転換・待遇改善実現プラン」を策定しました。

鹿児島労働局では、平成28年度から32年度までの5年間において、非正規雇用労働者の希望や意欲・能力に応じた雇用形態・待遇改善や不本意非正規雇用労働者の正社員転換の実現などに取り組むこととしています。

(職業安定部職業安定課)

正社員転換・待遇改善実現プラン

計画期間等

- 計画期間は、平成28年度(平成28年4月)～平成32年度(平成33年3月)の5か年とする。
- プランの着実かつ効果的な推進を図るため、プランの進捗状況を毎年把握・公表する。
- プランの中間年である平成30年度に、進捗状況等を踏まえ、必要に応じ、目標値等を見直すほか、状況等の変化に対応し、目標値等を見直すこともあり得る。

主要な目標

■不本意非正規

- ハローワークによる正社員就職数：94,000人（平成28～32年度累計）
（平成26年度：18,590人）
- ハローワークによる正社員求人数：287,000人（平成28～32年度累計）
（平成26年度：51,918人）

■若者

- 新規大学卒業者の就職内定率：前年を上回る内定率（平成27年3月卒：93.3%）
- 新規高校卒業者の就職内定率：前年を上回る内定率（平成27年3月卒：99.1%）
- フリーター等の正社員就職数：29,000人（平成28～32年度累計）（平成26年度：5,632人）

正社員転換・待遇改善実現プラン

取組目標・取組

(1) 正社員転換等について

① 不本意非正規雇用労働者の正社員転換等

目標

- ハローワークによる正社員就職数：94,000人
(平成28-32年度累計)
(平成26年度：18,590人)
- ハローワークによる正社員求人数：287,000人
(平成28-32年度累計)
(平成26年度：51,918人)
- 正社員転換数：1,200件
(平成28-32年度累計)
(平成26年度：39件)

取組

- ハローワークにおける正社員求人の積極的な確保や、正社員就職に向けた担当者制による支援等
- キャリアアップ助成金の活用促進による正社員転換等の推進
- 業界団体等に対する非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の取組についての要請
- 就業経験等に応じた公的職業訓練や地域のニーズに応じた成長分野で求められる人材育成の推進

② 対象者別の正社員転換等 ア. 若者等

目標

- 新規大学卒業者の就職内定率：前年を上回る内定率
(平成27年3月卒：93.3%)
- 新規高校卒業者の就職内定率：前年を上回る内定率
(平成27年3月卒：99.1%)
- フリーター等の正社員就職数：29,000人
(平成28-32年度累計)
(平成26年度：5,632人)
- 学卒者向け公共職業訓練の正社員就職率：関係機関との連携により効果的な就職支援等を行うことで、正社員就職の増加に努める。
- ジョブ・カードを活用した有期実習型訓練の正社員就職率：80%
(平成26年度：35.6%)

取組

- 若者雇用促進法の円滑な施行
- 新卒者等の新卒応援ハローワーク等における正社員就職の実現
- フリーター等へのわかものハローワーク等におけるきめ細かな職業相談等
- ニート等への地域若者サポートステーションにおける地方自治体、学校と協働した支援等
- ひとり親へのハローワークにおける就職支援や、就職に有利な資格取得支援、職業能力開発施策の推進等
- 雇用型訓練（OJTとOff-JTを組み合わせた実践的訓練）の推進等による若者の職業能力開発の推進

正社員転換・待遇改善実現プラン

取組目標・取組

イ. 派遣労働者

目標

- 無期雇用派遣の増加：労働者派遣元事業主へのセミナー開催し、有期雇用労働者に対する無期転換ルール（労働契約法）の周知を図り、無期雇用派遣の増加に努める。
- 紹介予定派遣の増加：全事業所の11%
(平成25年度：全事業所数の9.0%)

取組

- 改正労働者派遣法の円滑な施行
- 経過措置期間中の専門26業務で働く方への相談対応
- 労働契約申込みみなし制度の円滑な施行、紹介予定派遣の活用の促進、紛争防止措置の周知啓発等

ウ. 有期契約労働者

目標

- キャリアアップ助成金を活用して有期契約から正規雇用等に転換した労働者の数：1,100人
(平成28-32年度累計)
(平成26年度：32人)

取組

- 無期労働契約への転換ルール、雇止め法理の周知等
- 助成金を活用した有期契約労働者の無期転換等の促進

エ. 短時間労働者

目標

- パートタイム労働法第13条（正社員転換措置）履行確保等を目的とした事業所訪問数：730事業所
(平成28-32年度累計)
- 短時間正社員制度導入支援マニュアルの周知を行った事業所訪問数：730事業所
(平成28-32年度累計)

取組

- パートタイム労働法に基づく正社員転換措置の周知等

正社員転換・待遇改善実現プラン

取組目標・取組

オ. 地域における取組

取組

- 雇用促進税制の活用による地域における質の高い雇用（無期雇用・フルタイム）の創出を促進

③ 「多様な正社員」の推進

取組

- 短時間正社員制度導入支援マニュアルの普及等
- キャリアアップ助成金の活用促進

（２） 待遇改善について

目標

- 正社員と非正規雇用労働者の賃金格差の縮小を図る。
- ユースエール認定企業の数：6社（平成28-32年度累計）（平成26年度若者応援宣言企業：53社）
- パートタイム労働者活躍企業宣言サイトの周知を行った事業所訪問数：730事業所

① 非正規雇用労働者共通の待遇改善

取組

- 同一労働同一賃金の推進策等
- 企業収益を踏まえた賃金の引上げに向けた働きかけや必要な環境整備を実施
- キャリアアップ助成金の処遇改善コース・人材育成コースの活用促進等による待遇改善・職業能力開発の推進
- 育児・介護休業の取得推進等、セクハラやいわゆるマタハラについて、迅速・厳正な行政指導
- パワハラ対策、労働条件の確保・改善対策の推進、雇用管理改善による魅力ある職場づくりの推進、労働保険の適用推進

正社員転換・待遇改善実現プラン

取組目標・取組

② 対象者別の待遇改善

ア. 若者

取組

- 学生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組の強化、学生・生徒等に対する労働法制の周知
- 若者の雇用管理改善の促進、ユースエール認定 制度の推進

イ. 派遣労働者

取組

- 労働者派遣法に基づく均衡待遇の推進
- 教育訓練、キャリアコンサルティングの実施等
- 偽装請負など違法派遣に対する厳正な行政指導、許可制の運用等

ウ. 有期契約労働者

取組

- 労働契約法第20条の趣旨及び規定内容について、周知徹底の強化や関連する判例の必要な情報収集の実施

エ. 短時間労働者

取組

- パートタイム労働法の履行確保
- 雇用管理改善に向けた企業の自主的な取組の促進、職務分析・職務評価の普及促進
- 総合的な情報提供の実施

「ユースエール認定企業」第1号を認定しました

ユースエール認定制度は、平成27年10月1日施行の若者雇用促進法によって創設された、若者の採用・育成に積極的で雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度です。

鹿児島労働局では、3月23日、株式会社現場サポートをユースエール認定企業として認定（県内第1号）しました。

〔ユースエール認定企業〕

企業名：株式会社 現場サポート

所在地：鹿児島市武1丁目35-4

（職業安定部職業安定課）

若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な中小企業を応援します！

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度が平成27年10月からスタートしました。

認定した企業に対して情報発信を後押しすることなどによって、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

Q「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか？

A ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで重点的PRを実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にPRすることで、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「ユースエール認定企業・若者応援宣言企業検索システム」（4ページ参照）などにも企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能	認定企業は、若者雇用促進法に基づく認定マークを、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することによって、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。
4	若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算	若者の採用・育成を支援するため、認定企業が次の各種助成金を活用する際、一定額が加算されます。 ①キャリアアップ助成金 ②キャリア形成促進助成金 ③トライアル雇用奨励金 (裏面参照)



<認定マーク>

Q どのような企業が認定企業になることができますか？

A 裏面に記載されている認定基準を全て満たす中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）であれば、認定企業となることができます。

Q 認定企業になるには、どうすればよいですか？

A 認定企業となるためには、各都道府県労働局へ申請が必要です。裏面の認定基準を満たしていることを確認した後、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。

※申請書などの提出は、ハローワークを経由して行うことができます。
また、認定基準を満たしているかどうかを確認するための書類をご提出いただけます。
詳細は、各都道府県労働局へお問い合わせください。

<認定基準>

1	学卒求人※ ¹ など、若者対象の正社員※ ² の求人申込みまたは募集を行っていること
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること
3	右の要件をすべて満たしていること ・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること ・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下 ・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下または週労働時間が60時間以上の正社員の割合が5%以下 ・前事業年度の正社員の有給休暇の年平均取得率が70%以上または年平均取得日数が10日以上 ・直近3事業年度において、男性労働者の育児休業などの取得者が1人以上または女性労働者の育児休業等の取得率が75%以上※³
4	右の雇用情報項目について公表していること ・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数★、男女別採用者数、35歳未満の採用者数・離職者数★ ・研修内容★、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定などの制度の有無とその内容、平均勤続年数、役員・管理職の女性割合 ・前事業年度の月平均の所定外労働時間★、有給休暇の平均取得日数★、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）★
5	過去3年間に認定企業の取消を受けていないこと
6	過去3年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと※ ⁴
7	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと
8	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと
9	暴力団関係事業主でないこと
10	風俗営業等関係事業主でないこと
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと

※1 少なくとも卒業後3年以内の既卒者が応募可であることが必要です。

※2 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいいます。

※3 男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」（子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業）を取得している企業については、くるみんの認定を受けた年度を含む3年度間はこの要件を不問とします。

※4 3、4の基準を満たさずに辞退した場合、再度基準を満たせば辞退の日から3年以内であっても再申請が可能です。

★ 3ページに説明

<若者の採用・育成を支援する関係助成金の加算措置について>

各助成金の詳細については、厚生労働省ホームページ「事業主の方のための雇用関係助成金」をご覧ください。各都道府県労働局へお問い合わせください。

URL : http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/

雇用関係助成金

検索

1. キャリアアップ助成金

認定企業が35歳未満の有期契約労働者などを正規雇用などへ転換する場合、1人当たり最大50万円のところ、10万円を加算し60万円を支給する。

◆支給額は企業規模などにより異なる。また、「多様な正社員コース」を活用した場合も10万円の加算措置あり。

2. キャリア形成促進助成金

認定企業が「若年人材育成コース」（採用後5年以内の35歳未満の若年労働者に対して職業訓練を実施）を活用した場合、経費助成率を最大1/2から2/3に引き上げる。

◆助成率は企業規模などにより異なる。

3. トライアル雇用奨励金

認定企業が35歳未満の対象者に対しトライアル雇用を実施する場合、月額最大4万円のところ、5万円を支給する（最長3カ月間）。

<事業年度末に認定申請を行う事業主の方へ>

－ご注意－

認定に当たっては認定日における直近の事業年度で要件を満たしている必要があり、要件確認のため、事業年度終了後1カ月以内に確認書類を提出していただく必要があります。

また、事業年度が3月末の事業主の方が3月に認定を受けた場合、新事業年度が開始した4月に改めて確認書類の提出が必要となります。

認定申請に当たっては各企業の事業年度も勘案の上、申請を行っていただくようお願いします。

<認定マークについて>

右の認定マークは、「ユースエール認定企業」であることを表すマークです。マーク中の「〇〇年度認定」は、認定を受けた年度を表しています。

認定企業は、事業年度ごとに認定基準を満たしているかの確認を受けることになっているため、認定基準をいつから満たし続けている企業なのかマークから分かります。



<認定マーク>

Q 新設企業などこれから認定取得を目指している企業への措置はありますか？

A 若者雇用促進法に基づく認定基準（数値基準等）を満たしていないものの、若者の採用・育成に積極的な中小企業について、都道府県労働局、ハローワークが積極的にマッチング支援を行う事業として「若者応援宣言企業」という制度があります。

若者応援宣言企業になるためには、

- ①若者対象の正社員求人・募集を行っており、②若者の採用・育成に積極的に取り組み、③一定の労務管理体制の要件を満たし※1、④通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報※2を公表することが必要です。

※1 前ページの認定基準のうち、5以降の基準を満たすことが必要です。

※2 前ページの認定基準のうち、4の★の情報を公表することが必要です。

Q 「若者応援宣言企業」になると、どんなメリットがありますか？

A 若者応援宣言企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	若者の職場定着が期待	ハローワークに提出される通常の求人情報に比べて、より詳細な企業情報・採用情報を公表できます。これによって、御社の職場環境・雰囲気・業務内容がイメージしやすくなり、より適した人材の応募が見込まれ、採用後の職場定着が期待できます。
2	ハローワークなどで重点的PRを実施	厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「ユースエール認定企業・若者応援宣言企業検索システム」（4ページ参照）などに企業情報を掲載しますので、御社の魅力を広くアピールできます。
3	就職面接会などへの参加の機会が増加	就職面接会などの開催についてハローワークから積極的にご案内するので、若年求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用が期待できます。
4	「若者応援宣言企業」の使用が可能	「若者応援宣言企業」の名称を使用し、若者の育成・採用に積極であることを対外的にアピールすることができます。※

※「若者応援宣言企業」を宣言できる期間は原則、宣言した日が属する年度の末日までです。

継続して「若者応援宣言企業」を宣言する場合は、改めて求人などを提出し、宣言基準の確認を受けてください。

❗ 若者応援宣言企業は、ユースエール認定企業と違い、助成金の加算措置が受けられないほか、認定マークも使用することができません。

<「ユースエール認定企業・若者応援宣言企業検索システム」について>

全国のユースエール認定企業や若者応援宣言企業の情報を掲載しているサイトです。

個別企業ごとに企業概要、雇用管理の状況、求職者に向けたメッセージなどを掲載することで、積極的な企業情報の発信と若者とのマッチングを促進していきます。



「ユースエール認定企業・若者応援宣言企業検索システム」

URL : <https://www.wakamono-saiyou-ikusei.go.jp/search/service/top.action>

ユースエール認定企業・若者応援宣言企業検索システム

検索

<企業情報（PRシート）例>

このような情報がユースエール認定企業・若者応援宣言企業検索システムなどに掲載されています。

ユースエール認定企業PRシート												
企業名	(フリガナ) カスミガセキセイサクショ 霞ヶ関製作所			写真1			写真2			写真3		
所在地	〒111-1111 千代田区霞ヶ関0-0-0											
事業内容	金属・非金属材料を用いて、自動車部品のプレス、溶接、組立、塗装及び金型器具の設計・試作の加工から量産までの一貫生産を行っています。											
従業員数	200			事業所番号			2522-3456789					
正社員の募集、 定着状況	新卒者等 ※1			新卒者等以外(35歳未満)								
	前年度	2年度前	3年度前	前年度	2年度前	3年度前						
	募集状況 ※2	○	○	○	○	○						
	(男性)	10	10	10	10	10						
	(女性)	10	10	10	10	10						
採用者数	(合計)	20	20	20	20	20						
定着者数	20	19	18	20	18	18						
平均継続勤務年数	20.5 年			前年度の有給休暇の 平均取得日数			10 日/年					
前年度の育児休業の 取得状況 ※3	(男性) 1 人 / 10 人 (女性) 20 人 / 20 人			前年度の月平均 所定外労働時間			(月平均) 20.0 時間					
役員・管理職の女性割合	(役員) 20.0 %			(管理職) 20.0 %								
研修制度	新人研修(入社前研修、各職場でのOJT社内教育、教育機関での講習受講)、安全教育											
自己啓発 支援制度	技能免許取得費用負担											
キャリア・コンサル ティング制度	キャリア・コンサルティング											
メンター制度	(有) 社内検定制度			社内認定制度(品質)								
企業HP	http://www.mhlw.go.jp/											
企業採用ページ	http://www.mhlw.go.jp/											
求人研習シートをご覧になった方へ！ この事業所PRシートは、35歳未満の方を対象とした内容(ユースエール認定企業)となっております。予めご了承下さい。 ○事業所番号、求人番号はハローワークで求人を受理した場合に記載されます。なお、既に充足している場合、求人番号が空欄になるかリンク先においてその旨表示されます。 ※1 新規学校卒業生及び既卒3年以内の若者で新規学校卒業生と同等の処遇を行う正社員に就職した者。 ※2 正社員の募集を行った年度に○を付している。 ※3 直近の3事業年度の取得実績について記載。【男性】育児休業等の取得者数/配偶者が出産した男性労働者の数【女性】期間内の取得者数/出産した労働者数(対象者なしの場合は「—」)。 ※4 非正規労働者の採用状況、有給休暇取得状況、所定外労働時間実績等についての自由記述欄。										(社長) 「最先端の技術と真心でお客様の信頼に応え、より良い社会に貢献する」を社是としています。共感して下さる方のご応募をお待ちしています。 (先輩社員) 当社には若い人も多く、活気があります。社内はコミュニケーションが活発ですので、すぐに溶け込むことができます。分からないことがあれば丁寧に教えますので、何でも聞いて下さい！ 求める人物像・ 選考基準 ものづくりに興味のある方。協調性と意欲、向上心のある方。 自ら考え行動できる方。まじめで集中力のある方。 福利厚生制度 各種社会保険完備、財形貯蓄制度、勤続表彰、単身用住宅 インターン シップ受入 ・受入可能時期: 1月 ・実施できる内容: 現場での実務研修 ・受入人数: 20 職場見学・職場 体験の受入 ・受入可能時期: 12月 ・実施できる内容: 会社概要の説明 ・受入人数: 10 出張講話の可否 (可) 否 求人番号 11111-11111111 11111-11111111 非正規の職場 情報 ※4 女性育児休業取得率50% 所定外労働時間実績5時間 備考		

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

報道関係者 各位

平成 28 年 3 月 29 日

【照会先】

鹿児島労働局総務部企画室

室 長 折元 浩二

室長補佐 西田 和宝

(代表電話) (099) 223-8239

鹿児島労働局に「雇用環境・均等室」を新たに設置します ～ 4 月から、パワハラや解雇、マタハラやセクハラなどの相談対応を一体化～

鹿児島労働局では組織の見直しを行い、平成 28 年 4 月から「雇用環境・均等室」を新たに設置します。

これまで、パワハラや解雇に関する相談は総務部、企業への啓発指導は労働基準部が、またセクハラやマタハラに関する相談・指導は雇用均等室が行っていました。しかし、パワハラやマタハラなどを同時に受けるケースや、同じ企業に対して違った部署が重複して指導を行うといったケースも見られていました。

そこで、これまで担当部署ごとに行っていた取組や対応などを「雇用環境・均等室」が一体的に行うよう見直し、「女性の活躍促進」や「働き方改革」などの取組を効果的に推進していきます。

【ポイント】

① 総合的な行政事務の展開

「雇用環境・均等室」が、「女性の活躍促進」や「働き方改革」などの企業・経済団体への働きかけをワンパッケージで効果的に実施

② 労働相談の対応の一体的実施・個別の労働紛争の未然防止と解決の一体的実施

「雇用環境・均等室」が、労働相談の対応を一体的に実施。また、個別の労働紛争を未然に防止する取組（企業への指導）と解決への取組（調停・あっせんなど）を一体的に実施

② 業務実施体制の整備・強化

女性の活躍促進、ワーク・ライフ・バランスの推進、働き方改革などの取組を強力に進めるため、「雇用環境・均等室」に専門官職（雇用環境改善・均等推進指導官）を配置

《新たな組織の連絡先など》

鹿児島労働局雇用環境・均等室

住 所：〒892-0847 鹿児島市西千石町 1 番 1 号 鹿児島西千石ビル第一生命ビル

電 話：指導担当（マタハラ、育児・介護休業等） 099-222-8446 F A X：099-222-8459

企画担当（企業への取組、総合労働相談等） 099-223-8239 099-223-8235

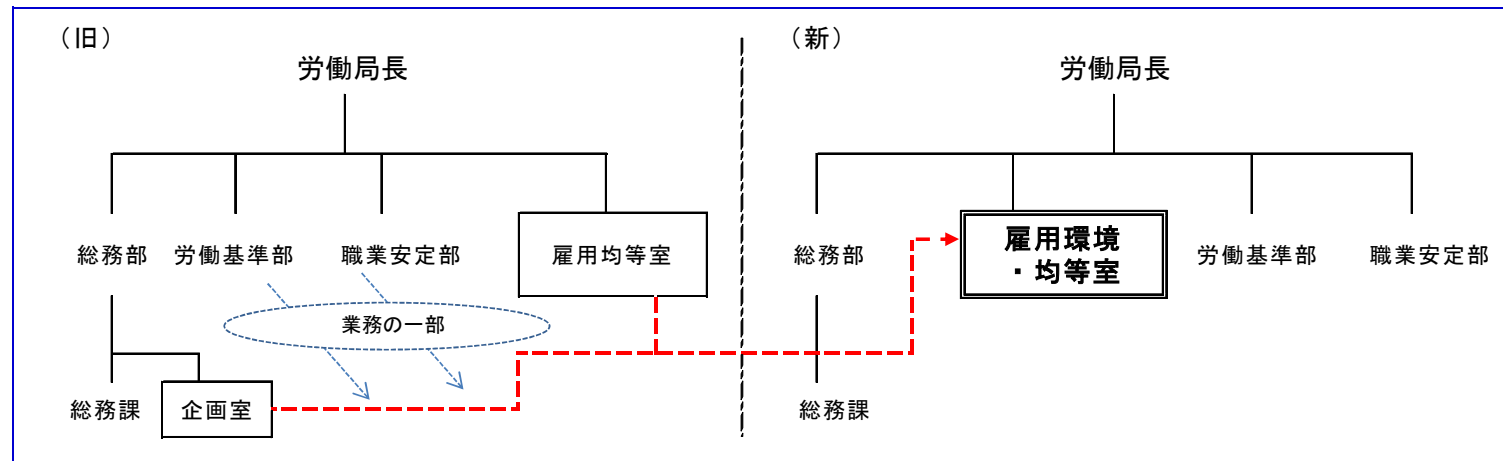
※当面の間、企画担当は山下町庁舎（鹿児島市山下町 13-21）にて業務実施

【別添資料】鹿児島労働局の組織を見直し、『雇用環境・均等室』を設置

鹿児島労働局の組織を見直し、『雇用環境・均等室』を設置

鹿児島労働局では以下の取組を進めるため、平成28年4月に組織の見直しを行い、新たに「雇用環境・均等室」を設置します。

- 男女ともに働きやすい雇用環境を実現するため、「女性の活躍推進」や「働き方改革」等の施策をワンパッケージで効果的に推進します。
- 労働相談の利便性をアップするため、パワハラや解雇等に関する相談とマタハラやセクハラ等に関する相談の対応を一体的に進めます。また、個別の労働紛争を未然に防止する取組（企業指導等）と、解決への取組（調停・あっせん等）についても、同一の組織で一体的に進めます。



ポイント1（総合的な行政事務の展開）

- 雇用均等室にて「女性の活躍推進」、労働基準部にて「働き方改革」に関する取組を実施する等、それぞれの組織が企業・経済団体への働きかけを実施
- 「雇用環境・均等室」にて、「女性の活躍推進」や「働き方改革」等の企業・経済団体への働きかけを、ワンパッケージで効果的に実施

ポイント2（労働相談の対応の一体的実施・個別の労働紛争の未然防止と解決の一体的実施）

- ①総務部企画室にてパワハラ・解雇に係る相談・紛争解決、②労働基準部にてパワハラ防止等に係る企業への啓発指導、③雇用均等室にて均等法等に係る相談、企業への指導及び紛争の解決援助を実施
- 「雇用環境・均等室」で労働相談の対応を一体的に実施。また、個別の労働紛争を未然に防止する取組（企業への指導）と解決への取組（調停・あっせん等）を一体的に実施

ポイント3（業務実施体制の整備・強化）

- 女性の活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの推進、働き方改革などの取組を強力に進めるため、「雇用環境・均等室」に専門官職（雇用環境改善・均等推進指導官）を配置

平成 28 年 4 月 1 日「女性活躍推進法」全面施行

企業における女性の活躍への取組がはじまります

301 人以上の企業の皆様、鹿児島労働局へ行動計画を策定した旨の届出はお済みですか。

今後、策定した行動計画に沿った取組とともに、自社の行動計画や現在の女性活躍状況の公表、さらに、「えるぼし」認定取得等ご理解、ご協力をいただくとともに、自社の取組を積極的に PR する機会にお役立てください。

(雇用均等室)

女性活躍推進認定マーク『えるぼし』

